

2023年12月1日

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社

## ニッセイ・ウェルス生命

### 『生存保障重視特則付指定通貨建個人年金保険』を改定し、販売開始

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社（代表取締役社長：井本 満、以下「ニッセイ・ウェルス生命」）は、据置期間中の死亡保障や解約払戻金を抑えて大きくした年金原資を、年金でも一時金でも受け取れる保険料一時払の定額個人年金保険『生存保障重視特則付指定通貨建個人年金保険』の商品改定を行い、2023年12月1日に販売を開始いたしました。

#### 【商品改定の主なポイント】

今回、以下2点が改定となりました。

- ① 円建の据置期間に3年を追加
- ② 円建の最低保険料を100万円に引き下げ

	改定前	改定後
円建の据置期間	5・10・15・20年	3*・5・10・15・20年
円建の最低保険料	200万円	100万円

\*死亡給付割合100%の場合のみ選択が可能

#### ■該当商品（五十音順）

- ・ ながいき年金（円建／米ドル建／豪ドル建） ふやしてうけとるプラン
- ・ 年金新時代
- ・ 悠々時間アドバンス2 ふやしてうけとるプラン
- ・ 悠々時間アドバンス2plus ふやしてうけとるプラン

『生存保障重視特則付指定通貨建個人年金保険』の概要については別紙をご覧ください。

ニッセイ・ウェルス生命は、これからも多様化するお客さまのニーズにきめ細かくお応えする商品・サービスを提供してまいります。

## 商品の特徴

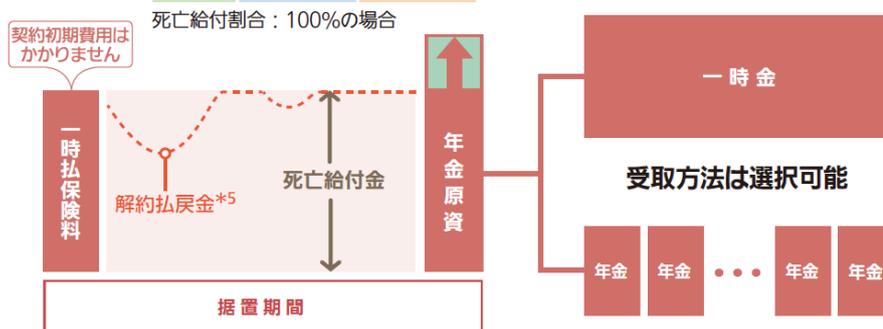
### 『生存保障重視特則付指定通貨建個人年金保険』

#### 1. 商品の特徴としくみ

##### 特徴

- 据置期間中の死亡保障や解約払戻金を抑えて年金原資を大きくします。
- ご契約時に、指定通貨建の年金原資の額が確定します。
- 据置期間満了時の受取方法は、一時金受取も選択できます。

【イメージ図】指定通貨 円 米ドル 豪ドル からお選びいただけます。



※当図はイメージをあらわしたものです。

#### 2. 主な取扱規程

##### 主な取扱規程

指定通貨	円・米ドル・豪ドル		
年金種類	確定年金		
契約年齢 (被保険者の満年齢)	死亡給付割合	100%	0歳～92歳
		70%	50歳～92歳
据置期間	円	3*1・5・10・15・20年	
	米ドル・豪ドル	3～10年(1年単位)	
取扱金額	一時払保険料	最低	円 100万円 米ドル・豪ドル 20,000米(豪)ドル*2
		最高	10億円*3
	年金額	最低	円 10万円 米ドル・豪ドル 1,000米(豪)ドル(外貨でお受け取りになる場合は6,000米(豪)ドル)
付加できる特約*4	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 保険料円入金特約</li> <li>• 円支払特約Ⅱ</li> <li>• 年金円支払特約</li> <li>• 新為替ターゲット特約</li> <li>• 目標額到達時円建終身保険移行特約</li> <li>• 保険契約者代理特約</li> <li>• 指定代理請求特約</li> </ul>		

\*1 死亡給付割合100%の場合のみご選択いただけます。

\*2 保険料円入金特約を付加する場合は200万円。

\*3 円換算にあたっては、契約日が属する年度のニッセイ・ウェルス生命が定める通算為替レートを我们用います。

\*4 指定通貨によって、付加できない特約があります。

### 3. 商品の概要

#### 商品の概要

主な保障内容	死亡給付金	被保険者が据置期間中に亡くなられた場合にお支払いします。 ⚠️ 死亡給付割合が70%の場合、一時払保険料を大きく下回ります。			
	年金	被保険者が年金受取開始日を迎えられた場合にお支払いします。			
解約払戻金	あり(市場価格調整適用)*5	配当金	なし	告知	なし

\*5 契約日からの経過年数に応じて解約控除が適用されます。

この保険はニッセイ・ウェルス生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません(募集代理店による元本および利回りの保証もありません)。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象とはなりません。

### 4. リスクと費用について

#### 市場リスク・為替リスクについて

- 据置期間中の解約払戻金額に、市場金利の変動に応じた市場価格調整が適用されることから、その受取額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- 指定通貨が外国通貨の場合、為替相場の変動により、年金等の受取時円換算額が、一時払保険料や年金等の契約時円換算額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

#### お客さまにご負担いただく費用について

この保険にかかる費用は、次の費用の合計額です。また、指定通貨が外国通貨の場合、外国通貨のお取扱いに必要な費用があります。

##### 【ご契約時の費用】

ご契約時にご負担いただく費用はありません。

##### 【保険期間中の費用】

- 年金受取時の費用として、毎年の年金受取時に年金額の1%を上限に年金管理費を積立金から控除します。年金管理費は、年金受取開始時に定まり、年金受取期間を通じて適用されます。なお、積立金額の計算等に用いる積立利率は、基準金利をもとに積立利率を設定する際に、ご契約の締結に必要な費用およびご契約の維持に必要な費用を差し引いています。
- 目標額到達時円建終身保険移行特約による円建終身保険への移行後は、費用等を控除したニッセイ・ウェルス生命の定める率により運用します。

##### 【外国通貨のお取扱いに必要な費用】

- 特約の付加による次の場合、適用される為替レートとTTM(対顧客電信仲値)\*との差額を、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。

指定通貨	適用為替レート	
 米ドル 豪ドル	保険料を円貨で払込む場合 [保険料円入金特約]	TTM + 50銭
	死亡給付金等を円貨で受け取る場合 [円支払特約II]	TTM - 50銭
	目標額到達後、円建終身保険に移行する場合 [目標額到達時円建終身保険移行特約]	

\* TTM(対顧客電信仲値)は、ニッセイ・ウェルス生命が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における値となります。

※上記の為替レートは2023年9月現在のものであり、将来変更されることがあります。

- 一時払保険料を外貨にてお払込みになる際、および年金等を外貨でお受け取りになる際に、金融機関所定の手数料等が必要となる場合があります。くわしくは、取扱金融機関にご確認ください。

##### 【解約時にご負担いただく費用(解約控除)】

据置期間中に解約・減額される場合には、契約日から最長10年間は、契約日から解約・減額の計算基準日までの経過年数に応じた解約控除を適用します。

解約控除額は基本給付金額(一時払保険料相当額)\*に解約控除率を乗じた金額となります。

解約控除率は経過年数に応じて、円建の場合は0.1%~1.0%、米ドル建・豪ドル建の場合は0.7%~7.0%となります。くわしくは「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」をご覧ください。

\*減額の場合は、減額する部分の基本給付金額

本ニュースリリースは報道機関向けに作成した資料です。したがって、商品のご検討に際しましては、必ず「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」をあわせてご覧ください。